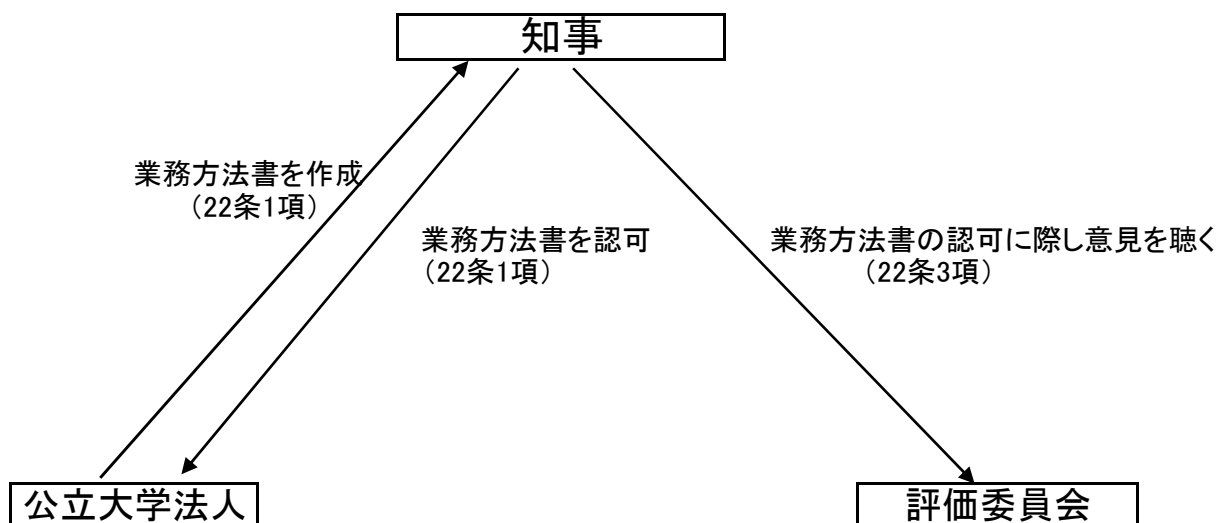


業務方法書のプロセス

(カッコ内書きは地方独立行政法人法の条文名)



■ 業務方法書にかかる留意事項

○業務方法書とは

・法人業務の具体的な方法の要領を記載した書類のこと。

○業務方法書に記載すべき事項

・設立団体の規則で定める(地独法22条2項)が、必要的記載事項は国立大学法人法施行規則第8条に準拠しており、以下のとおり。

- ①業務委託の基準
- ②競争入札その他契約に関する基本的な事項
- ③その他法人の業務の執行に関し必要な事項

○その他

・法人は設立団体の認可を受けた後、業務方法書を公表する(22条4項)。